

徳島県非常用自家発電設備及び給水設備整備事業費補助金交付要綱（案）

（補助金の交付）

第1条 知事は、災害による長期の停電又は断水が発生しても診療機能が維持できるよう、病院及び診療所の開設者が行う医療機関における電気及び水の確保のための非常用自家発電設備及び給水設備の整備強化等に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付については、災害医療対策事業等実施要綱（平成21年3月30日医政発第0330007号。）、医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成21年3月30日医政発第0330004号。）及び徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（経費及び補助金の算定）

第2条 この補助金は、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、同表第4欄に掲げる経費（以下「対象経費」という。）について交付するものとする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他整備費として相当と認められない費用

2 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

- (1) 別表第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を交付基礎額とする。
- (3) 交付額は、前号の交付基礎額に別表第4欄に定める補助率を乗じて得た金額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請書等）

第3条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 経費所要額調書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（見込書）抄本
- (4) その他参考となる資料

3 規則第3条の知事の定める期日は、別に定める。

4 補助対象者は、規則第3条の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第4条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があるとき又は当該取得財産に未償却残高（不動産鑑定による価格額を含む。以下同じ。）が存するときは、その収入若しくは未償却残高の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（軽微な変更）

第5条 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金の額に変更がないもので、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更とする。

（変更承認の申請書等）

第6条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の変更（中止・廃止）の内容及び理由を記した書類
- (2) 経費所要額調書（様式第2号）
- (3) 事業計画書（様式第3号）
- (4) 収支予算書（見込書）抄本
- (5) その他参考となる資料

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第7条 規則第11条の実績報告は、様式第5号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 経費所要額精算書（様式第6号）
- (2) 事業実績報告書（様式第7号）
- (3) 収支決算書（見込書）抄本
- (4) 補助事業完了後の設備の写真
- (5) 契約書の写し（契約書が作成されない場合は、請求書等の写し）
- (6) 補助対象設備の整備設計図
- (7) その他参考となる資料

3 規則第11条の規定による実績報告書は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

4 第3条第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、規則第11条の実績報告書の提出前に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続を行わなければならない。

5 第3条第4項ただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第8号）により当該金額を速やかに知事に報告しなければならない。

6 前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが相当であると認めるときは、補助事業者に対して、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部に相当する補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の請求）

第8条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第9号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）

第9条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払）

第10条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 補助事業者は前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書により交付を受ける理由を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

（帳簿等の保管期間）

第11条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（財産処分の制限）

第12条 規則第17条の規定による知事の承認を受けようとする者は、取得財産等の処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

2 規則第17条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める年数とする。

（書類の提出部数等）

第13条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、2部とする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この交付要綱は、令和4年2月10日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和5年8月29日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この交付要綱は、令和6年8月19日から施行し、令和6年4月1日以後に実施する事業について適用する。

2 この規則の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この交付要綱は、令和7年10月7日から施行し、令和7年4月1日以後に実施する事業について適用する。

2 この要綱の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この交付要綱は、令和8年 月 日から施行し、令和8年4月1日以後に実施する事業について適用する。

2 この要綱の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

別 表（第 2 条関係）

1 補助事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	(1) 救命救急センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所（病床を有する診療所に限る。）、周産期母子医療センター、医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する地域医療支援病院（以下「地域医療支援病院」という。）、同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院（以下「特定機能病院」という。）の開設者	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 196,311千円 ただし、知事が定める額を限度とする。	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	0.33
	(2) 国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所の開設者（病床を有する診療所に限る。）	受水槽 1 医療機関当たり 180,908千円 ただし、知事が定める額を限度とする。	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	0.50
	(3) 病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設の開設者。（ただし、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除くものとし、診療所については、病床を有する診療所に限る。）	給水設備 1 医療機関当たり 85,071千円 ただし、知事が定める額を限度とする。	給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費	0.50
		燃料タンク 1 医療機関当たり 39,231千円 ただし、知事が定める額を限度とする。	非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費	0.33

令和 年 月 日
番 号

徳 島 県 知 事 殿

住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

補 助 金 交 付 申 請 書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名
令和 年度非常用自家発電設備及び給水設備整備事業
- 2 交付申請額
金 円
- 3 補助事業完了予定年月日
令和 年 月 日
- 4 関係書類
(1) 経費所要額調書（様式第2号）
(2) 事業計画書（様式第3号、様式第3-1号）
(3) 収支予算書（見込書）抄本
(4) その他参考となる資料
- 5 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名 連絡先

施設整備事業計画書

事業区分	非常用自家発電設備及び給水設備整備事業
------	---------------------

開設者名	施設名	所在地
施設種別		

■整備事業計画の概要

整備事業期間	着工	年	月	日	～	竣工	年	月	日
--------	----	---	---	---	---	----	---	---	---

事業の種別		整備の有無	整備カ所数
	非常用自家発電設備		
	燃料タンク		
	給水設備		
	受水槽		

■整備事業の内容と必要性（具体的に理由を記入すること。）

■その他の参考事項

施設種別等の指定年月日					
当該事業に係る過去の国庫補助の有無	補助年度	補助金額	補助面積	整備内容	
	年度	円	m ²		
今回の整備に伴う国庫補助財産の処分					

抵当権設定の有無	
----------	--

※ 「抵当権設定の有無」欄は、補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために設定される抵当権の有無を記載してください。

令和 年 月 日
番 号

徳 島 県 知 事 殿

住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

補助事業〔に要する経費の配分の変更
の内容の変更
の中止（廃止）〕の承認を受けたいので、徳島県非常用自家発

電設備及び給水設備整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名
令和 年度非常用自家発電設備及び給水設備整備事業
- 2 補助金交付の指令番号
令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 関係書類
(1) 補助事業の変更（中止・廃止）の内容及び理由を記した書類
(2) 経費所要額調書（様式第2号）
(3) 事業計画書（様式第3号）
(4) 収支予算書（見込書）抄本
(5) その他参考となる資料
- 4 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名 連絡先

令和 年 月 日
番 号

徳 島 県 知 事 殿

住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

実 績 報 告 書

補助事業が完了しましたので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業名
令和 年度非常用自家発電設備及び給水設備整備事業
- 2 補助金交付の指令番号
令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 補助事業完了年月日
令和 年 月 日
- 4 関係書類
(1) 経費所要額精算書（様式第6号）
(2) 事業実績報告書（様式第7号、第7-1号）
(3) 収支決算書（見込書）抄本
(4) 補助事業完了後の工事箇所の写真
(5) 契約書の写し（契約書が作成されない場合は、請求書等の写し）
(6) その他参考となる資料
- 5 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名 連絡先

事業実績報告書

事業区分	非常用自家発電設備及び給水設備整備事業
------	---------------------

開設者名	施設名	所在地
施設種別		

■整備事業計画の概要

整備事業期間	着工	年	月	日	～	竣工	年	月	日
--------	----	---	---	---	---	----	---	---	---

事業の種別		整備の有無	整備カ所数
	非常用自家発電設備		
	燃料タンク		
	給水設備		
	受水槽		

■整備事業の内容と必要性（具体的に理由を記入すること。）

■その他の参考事項

施設種別等の指定年月日					
当該事業に係る過去の国庫補助の有無	補助年度	補助金額	補助面積	整備内容	
	年度	円	m ²		
今回の整備に伴う国庫補助財産の処分					

抵当権設定の有無	
----------	--

※ 「抵当権設定の有無」欄は、補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために設定される抵当権の有無を記載してください。

令和 年 月 日
番 号

徳 島 県 知 事 殿

住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日 第 号により交付決定があつた徳島県非常用自家発電設備及び給水設備整備事業補助金について、徳島県非常用自家発電設備及び給水設備整備事業補助金交付要綱第4条第3号の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助事業名
令和 年度非常用自家発電設備及び給水設備整備事業
- 2 徳島県補助金交付規則第12条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
金 円
- 3 確定時に減額した仕入に係る消費税額
金 円
- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 5 補助金返還相当額
金 円
- 6 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名 連絡先

（別添参考となる書類（4の金額の積算内訳等））

徳 島 県 知 事 殿

住 所
名 称
代表者

取得財産等の処分承認申請書

非常用自家発電設備及び給水設備整備事業補助金により取得した（*1）
に係る財産処分の承認を受けたいので、徳島県補助金交付規則第17条の規定により、次
のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名
令和 年度非常用自家発電設備及び給水設備整備事業
- 2 取得財産及び処分の内容等
別紙「取得財産等の処分承認申請明細書」のとおり

(別紙)

取得財産等の処分承認申請明細書

1 処分の種類 (該当するものに○)

転用・有償譲渡・有償貸付・無償譲渡・無償貸付・交換・抵当権の設定・取壊し又は廃棄
--

2 処分の概要

① 補助事業者	② 施設名		③ 所在地		
④施設(設備)種別	⑤建物構造	⑥処分に係る建物延面積	⑦建物延面積の全体	⑧定員	
				名	
⑨補助金相当額 (処分に係る部分の額)	⑩補助額全体	⑪総事業費	⑫補助年度	⑬処分制限期間	⑭経過年数
円	円	円		年	年
⑮処分の内容				⑯処分予定年月日	
				年 月 日	
⑰譲渡予定額 (譲渡の場合)	未償却残高 ⑱ 又は評価額	⑲未償却残高又は評価額の算出方法 (いずれかに○)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

--

4 添付資料

- ・対象施設の図面(補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

注 * 1 施設等の名称を記載すること。

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「④施設(設備)種別」には、補助金交付額確定時の補助対象施設(設備)名又は補助事業に係る施設(設備)名(例:医療施設近代化施設)を記載すること。
- (2) 「⑤建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑮処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。
例: ・○○施設を□□施設(定員○名)に転用。
・○○施設の一部を転用し、○○施設(定員○名)と□□施設(定員○名)に変更。
・○○施設の余裕部分(○○室)を□□事業を行う場所に転用。
・社会福祉法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。
・○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。
- (4) 「⑱評価額」欄には、不動産鑑定額又は残存簿価(減価償却後の額)を記載し「⑲評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等(定率法、定額法又は不動産鑑定額)を○で囲むこと。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

4 添付書類

- (1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付を省略することができる。
- (2) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (3) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。